



鳥取県公報

平成15年3月7日(金)
第7464号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	生活保護法による医療機関の指定 (135) (福祉保健課) 1
	生活保護法による施術者の指定 (136) (") 1
	生活保護法による指定訪問看護事業の休止の届出 (137) (") 2
	生活保護法による診療所の廃止の届出 (138) (") 2
	生活保護法による薬局の廃止の届出 (139) (") 2
	生活保護法による介護機関の指定 (140) (") 3
	県道の区域の変更 (141) (道路課) 3
	県道の供用の開始 (142) (") 3
選管告示	選挙管理委員会の招集 (14) 4
公安規則	鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則 (2) (警務課) 4
公 告	土地収用法による収用の裁決手続の開始 (管理課) 8
	土地収用法による審理の開始 (") 10
調達公告	公募型指名競争入札の実施 (管理課) 10
	落札者の決定 (病院局総務課) 13

告 示

鳥取県告示第135号

生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第49条の規定に基づき、医療機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成15年3月7日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
渡辺内科医院	米子市皆生温泉一丁目12 - 32	平成15年1月3日
医療法人まつい眼科クリニック	倉吉市昭和町二丁目143	平成15年2月1日
博成薬局	鳥取市雲山147 - 21	平成15年2月10日

鳥取県告示第136号

生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第55条において準用する同法第49条の規定に基づき、施術者を指定した

ので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成15年3月7日

鳥取県知事 片 山 善 博

氏 名	住 所	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
道田 芳孝	鳥取市片原三丁目111	さくらマッサージ室	鳥取市片原三丁目111	平成14年12月1日

鳥取県告示第137号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定に基づき、指定医療機関から指定訪問看護事業を休止した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成15年3月7日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	主たる事務所の所在地	訪問看護ステーションの名称	訪問看護ステーションの所在地	休止年月日
医療法人養和会	米子市上後藤三丁目5 - 1	える・もーる訪問看護ステーション	米子市角盤町一丁目60	平成15年1月1日

鳥取県告示第138号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成15年3月7日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
渡辺内科医院	米子市皆生温泉一丁目12 - 32	平成15年1月2日
太田医院	八頭郡河原町大字釜ノ口1410	平成15年1月13日
まつい眼科クリニック	倉吉市昭和町二丁目143	平成15年1月31日

鳥取県告示第139号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定に基づき、指定医療機関から薬局を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成15年3月7日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日

法橋薬局

米子市明治町201

平成14年11月30日

鳥取県告示第140号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項に基づき、介護機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成15年 3月 7日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	指定年月日
特定非営利活動法人れしーぶ	八頭郡郡家町大字宮谷240 - 24	れしーぶ	八頭郡郡家町大字宮谷240 - 15	訪問介護、訪問入浴介護及び通所介護	平成15年 2月 28日

2 居宅介護支援事業者

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の名称	居宅介護支援事業所の所在地	居宅介護事業の種類	指定年月日
特定非営利活動法人れしーぶ	八頭郡郡家町大字宮谷240 - 24	れしーぶ	八頭郡郡家町大字宮谷240 - 15	居宅介護支援	平成15年 2月 28日

鳥取県告示第141号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成15年 3月 7日から 2週間鳥取県県土整備部道路課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成15年 3月 7日

鳥取県知事 片 山 善 博

路線名	区 間	変 更	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
		前後別		
東伯関金線	倉吉市上米積字九反ヶ坪1102 - 7地先から同市上米積字下田470 - 9地先まで	変更前	4.5 ~ 20.1	542.0
		変更後	13.0 ~ 40.0	543.0

鳥取県告示第142号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成15年 3月 7日から 2週間鳥取県県土整備部道路課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成15年3月7日

鳥取県知事 片 山 善 博

路線名	区 間	供用開始の期日
東伯関金線	倉吉市上米積字九反ヶ坪1102 - 7 地先から同市上米積字下田 470 - 9 地先まで	平成15年3月8日

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第14号

平成15年第3回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成15年3月7日

鳥取県選挙管理委員会委員長 中 村 碩 男

- 日時 平成15年3月10日(月) 午後2時15分
- 場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁 選挙管理委員室
- 議題
 - 第15回統一地方選挙について
 - その他

公安委員会規則

鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年3月7日

鳥取県公安委員会委員長 倉 都 祥 行

鳥取県公安委員会規則第2号

鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県警察の組織に関する規則(昭和37年鳥取県公安委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号(以下「移動条等」という。)に対応する同表の改正後の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号(以下「移動後条等」という。)が存在する場合には、当該移動条等を当該移動後条等とし、移動条等に対応する移動後条等が存在しない場合には、当該移動条等(以下「削除条等」という。)を削り、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には、当該移動後条等(以下「追加条等」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条及び号の表示並びに削除条等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び号の表示並びに追加条等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(警務部の分課)</p> <p>第2条 警務部に、次の<u>6</u>課及び監察官室を置く。</p> <p>総務課</p> <p><u>警察県民課</u></p> <p>会計課</p> <p>警務課</p> <p>厚生課</p> <p>情報管理課</p>	<p>(警務部の分課)</p> <p>第2条 警務部に、次の<u>5</u>課及び監察官室を置く。</p> <p>総務課</p> <p>会計課</p> <p>警務課</p> <p>厚生課</p> <p>情報管理課</p>
<p>(総務課の所掌事務)</p> <p>第3条 総務課においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p><u>(6) 略</u></p>	<p>(総務課の所掌事務)</p> <p>第3条 総務課においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p><u>(6) 広報に関すること。</u></p> <p><u>(7) 略</u></p> <p><u>(8) 機関誌の編集及び発行に関すること。</u></p> <p><u>(9) 音楽隊に関すること。</u></p>
<p>(警察県民課の所掌事務)</p> <p>第3条の2 <u>警察県民課においては、次に掲げる事務をつかさどる。</u></p> <p><u>(1) 広報に関すること。</u></p> <p><u>(2) 機関誌の編集及び発行に関すること。</u></p> <p><u>(3) 音楽隊に関すること。</u></p> <p><u>(4) 犯罪被害者対策に関する企画、調査及び総合調整に関すること。</u></p> <p><u>(5) 犯罪被害者等給付金に関すること。</u></p> <p><u>(6) 情報公開に関すること。</u></p>	
<p>(警務課の所掌事務)</p> <p>第5条 警務課においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p><u>(7) 略</u></p>	<p>(警務課の所掌事務)</p> <p>第5条 警務課においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p><u>(7) 犯罪被害者対策に関する企画、調査及び総合調整に関すること。</u></p> <p><u>(8) 犯罪被害者等給付金に関すること。</u></p> <p><u>(9) 略</u></p>

(8) 略

(9) 略

(10) 略

(11) 略

(生活安全部の分課)

第6条の5 生活安全部に、次の4課を置く。

生活安全企画課

少年課

生活保安課

地域課

(生活安全企画課の所掌事務)

第6条の6 生活安全企画課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

(1)～(13) 略

(14) 略

(15) 略

(少年課の所掌事務)

第6条の7 少年課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 少年非行の防止に関する調査及び企画に関すること。

(2) 少年指導委員に関すること。

(3) 少年の補導に関すること。

(4) 犯罪その他少年の健全な育成を阻害する行為に係る被害少年の保護に関すること。

(10) 略

(11) 略

(12) 略

(13) 情報公開に関すること。

(14) 略

(生活安全部の分課)

第6条の5 生活安全部に、次の3課を置く。

生活安全企画課

生活保安課

地域課

(生活安全企画課の所掌事務)

第6条の6 生活安全企画課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

(1)～(13) 略

(14) 少年非行の防止に関する調査及び企画に関すること。

(15) 少年指導委員に関すること。

(16) 少年の補導に関すること。

(17) 犯罪その他少年の健全な育成を阻害する行為に係る被害少年の保護に関すること。

(18) 少年の福祉を害する犯罪の取締りに関すること。

(19) 少年に対する暴力団への加入の防止その他暴力団の影響の排除に関すること。

(20) 未成年者喫煙禁止法(明治33年法律第33号)及び未成年者飲酒禁止法(大正11年法律第20号)の規定による未成年者の喫煙及び飲酒の取締りに関すること。

(21) 略

(22) 略

(5) 少年の福祉を害する犯罪の取締りに関すること。

(6) 少年に対する暴力団への加入の防止その他暴力団の影響の排除に関すること。

(7) 未成年者喫煙禁止法（明治33年法律第33号）及び未成年者飲酒禁止法（大正11年法律第20号）の規定による未成年者の喫煙及び飲酒の取締りに関すること。

(生活保安課の所掌事務)

第6条の8 略

(地域課)

第6条の9 略

(管理官等)

第20条 略

2 管理官は警視若しくは警部の階級にある警察官又は事務吏員若しくは技術吏員を、調査官は警視又は警部の階級にある警察官を、参事は事務吏員又は技術吏員をもって充てる。

3 略

(銃器薬物対策室)

第20条の4 生活保安課に、銃器薬物対策室を附置する。

2 銃器薬物対策室の位置は、鳥取市とする。

3 銃器薬物対策室は、第6条の8第1号から第3号まで、第5号及び第6号に掲げる事務をつかさどる。

4 銃器薬物対策室に、室長を置き、警視の階級にある警察官をもって充てる。

5 室長は、上司の命を受け、銃器薬物対策室の事務

(生活保安課の所掌事務)

第6条の7 略

(地域課)

第6条の8 略

(管理官等)

第20条 略

2 管理官は警視の階級にある警察官又は事務吏員若しくは技術吏員を、調査官は警視の階級にある警察官を、参事は事務吏員又は技術吏員をもって充てる。

3 略

(少年対策室)

第20条の4 生活安全企画課に、少年対策室を附置する。

2 少年対策室の位置は、鳥取市とする。

3 少年対策室は、第6条の6第15号から第21号までに掲げる事務をつかさどる。

4 少年対策室に、室長を置き、警視の階級にある警察官をもって充てる。

5 室長は、上司の命を受け、少年対策室の事務を掌理し、部下の職員を指揮監督する。

(銃器対策室)

第20条の5 生活保安課に、銃器対策室を附置する。

2 銃器対策室の位置は、鳥取市とする。

3 銃器対策室は、第6条の7第1号から第3号までに掲げる事務をつかさどる。

4 銃器対策室に、室長を置き、警視の階級にある警察官をもって充てる。

5 室長は、上司の命を受け、銃器対策室の事務を掌

を掌理し、部下の職員を指揮監督する。

(鉄道警察隊)

第21条 略

2 略

3 鉄道警察隊は、第6条の9第6号に掲げる事務をつかさどる。

4 及び5 略

(通信指令室)

第21条の2 略

2 略

3 通信指令室は、第6条の9第9号及び第10号に掲げる事務をつかさどる。

4 及び5 略

理し、部下の職員を指揮監督する。

(鉄道警察隊)

第21条 略

2 略

3 鉄道警察隊は、第6条の8第6号に掲げる事務をつかさどる。

4 及び5 略

(通信指令室)

第21条の2 略

2 略

3 通信指令室は、第6条の8第9号及び第10号に掲げる事務をつかさどる。

4 及び5 略

附 則

この規則は、平成15年3月10日から施行する。

公 告

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により収用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

平成15年3月7日

鳥取県収用委員会会長 藤 原 和 男

1 起業者の名称

鳥取県

2 事業の種類

一般国道482号改築工事（鳥取県八頭郡用瀬町大字赤波地内）及びこれに伴う砂防設備の付替工事

3 収用の裁決手続の開始を決定した年月日

平成15年2月25日

4 収用の裁決手続を決定した土地の所在、地番、地目及び地積並びに土地所有者及び土地に関して権利を有する関係人

土 地	土 地 所 有 者	土地に関し て権利を有 する関係人

所在	地番	地 目		全筆の地積 (㎡)		収用の 裁決手 続の開 始を決 定した 土地の 地 積 (㎡)	氏名	住所等	氏名	住所 等
		土地 登記 簿上 のも の	現況	土地 登記 簿上 のも の	実測					
八頭郡 用瀬町 大字赤 波字廣 畑ヶ上	391	田	山林	462	574.27	233.65	古谷孝明	不明 (昭和46年2月18日職 権消除)	なし	
							古谷春代	鹿児島県鹿児島市明和四丁 目14 - 3 - 13		
							森下雅子	鳥取市湖山町南二丁目485 - 7		
							宮本仁志	兵庫県尼崎市食満三丁目8 - 1 - 609		
							矢野美恵子	福岡県鞍手郡宮田町大字磯 光1367 - 125		
							及川紀子	東京都江戸川区上一色一丁 目15 - 11はじめ荘103		
							古谷孝喜	東京都江東区白河一丁目5 - 1 - 411		
							古谷好美	千葉県市川市田尻五丁目10 - 15		
古谷 進	千葉県千葉市中央区新田町 19 - 12									
八頭郡 用瀬町 大字赤 波字廣 畑ヶ上	393	田	山林	327	285.51	141.22	古谷孝明	不明 (昭和46年2月18日職 権消除)		
							古谷春代	鹿児島県鹿児島市明和四丁 目14 - 3 - 13		
							森下雅子	鳥取市湖山町南二丁目485 - 7		
							宮本仁志	兵庫県尼崎市食満三丁目8 - 1 - 609		
							矢野美恵子	福岡県鞍手郡宮田町大字磯 光1367 - 125		
							及川紀子	東京都江戸川区上一色一丁 目15 - 11はじめ荘103		
							古谷孝喜	東京都江東区白河一丁目5 - 1 - 411		
							古谷好美	千葉県市川市田尻五丁目10 - 15		
古谷 進	千葉県千葉市中央区新田町 19 - 12									

八頭郡 用瀬町 大字赤 波字古 宮ノ元	281	畑	畑	33	33.81	33.81	百瀬久志 百瀬ゆかり	埼玉県久喜市栗原三丁目12- 6 エスポアール荒井202 埼玉県久喜市栗原三丁目12- 6 エスポアール荒井202		
---------------------------------	-----	---	---	----	-------	-------	-------------------	--	--	--

土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第1項の規定に基づき、次のとおり審理を開始する。

平成15年3月7日

鳥取県収用委員会会長 藤 原 和 男

1 期日

平成15年3月19日（水）午後1時

2 場所

鳥取市東町一丁目220

鳥取県庁議会棟3階 第15会議室

3 件名

一般国道482号改築工事（鳥取県八頭郡用瀬町大字赤波地内）及びこれに伴う砂防設備の付替工事

調 達 公 告

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成15年3月7日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 工事の概要

(1) 工 事 名 一般県道鳥取砂丘細川線地方特定道路整備工事（道路改良）及び塩見川床上浸水対策合併工事（細川橋上部工）

(2) 工事場所 岩美郡福部村大字細川

(3) 工事内容

本件工事は、特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）による共同施工により、一般県道鳥取砂丘細川線の細川橋上部工の製作及び架設を行うものである。

なお、本件工事は、別途施工中の一般県道鳥取砂丘細川線地方特定道路整備工事（道路改良）細川橋（下部工）と十分に調整を行う必要がある。

(4) 工事の規模、構造等

設 計 荷 重 B活荷重

上部工形式 ポストテンション方式2径間連続PCT桁橋（3分割プレキャストセグメント^{けた}桁^{けた}）

橋 長 L = 58.65m

支 間 長 30.21 + 26.602m

幅 員 W = 10.0m (車道幅員6.0m)

平面線形 曲線 (R = 100m)、緩和曲線及び直線区間

架設工法 架設^{けた}桁架設

(5) 工 期 着工の日から300日間

(6) 予定価格 168,184,800円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)

2 技術資料等の提出ができる者

技術資料及び入札参加資格確認書類 (以下「技術資料等」という。)の提出ができる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

(1) 共同企業体に関する条件

ア 共同企業体が、2名により自主的に結成されたものであること。

イ 各構成員の出資比率が、30パーセント以上であること。

ウ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が代表者であること。ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。

エ 各構成員が、本件入札において他の共同企業体の構成員でないこと。

(2) 共同企業体の構成員共通の資格

ア 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 平成12年鳥取県告示第330号 (建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格等について。以下「入札参加資格告示」という。)又は平成13年鳥取県告示第291号 (建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格等について)に基づく入札参加資格 (以下「入札参加資格」という。)のうち、一般土木工事に係るものを有すること。

ウ 平成15年3月7日 (金) から同月17日 (月) までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

エ 平成14年4月1日 (月) から平成15年3月17日 (月) までの間のいずれの日においても、会社更生法 (昭和27年法律第172号) の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法 (平成11年法律第225号) による再生手続開始の申立てが行われた者 (入札参加資格再認定の手続を行っている者を除く。)でないこと。

(3) 共同企業体の代表者の資格

ア 建設業法 (昭和24年法律第100号) 第27条の23第2項に規定する経営事項審査 (審査基準日が平成12年10月1日から平成13年9月30日までの間にあるものに限る。)の結果におけるプレストレスト・コンクリート工事の総合評点が1,150点以上であること。

イ 土木工事業について、建設業法第3条第6項に規定する特定建設業の許可を受けていること。

ウ 入札参加資格のうち、プレストレスト・コンクリート工事に係るものを有すること。

エ 平成5年度以降に工事が完成し、引渡しの完了しているPC橋 (道路橋に限る。)上部工^{けた}の桁製作から架設までの一連の工事 (以下「同種工事」という。)を元請けとして施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、出資比率が20パーセント以上のものに限る。

オ 現地において架設を実施する期間中、次に掲げる基準を満たす監理技術者を専任で配置できること。

(ア) 平成5年度以降に同種工事を元請けとして施工した者の監理技術者、主任技術者等 (以下「技術者等」という。)として同種工事を施工管理した経験を有する者であること。ただし、共同企業体の施工した同種工事を施工管理した経験については、出資比率が20パーセント以上の構成員の技術者等として施工管理したものに限る。

(イ) 建設業法第27条第1項の規定により実施される1級の土木施工管理の検定に合格した者であること。

(ウ) 土木工事業について、建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。

(4) 共同企業体の代表者以外の者の資格

ア 県内に本店を有する者であること。

イ 入札参加資格のうち、一般土木工事のA級に係るものを有し、かつ、入札参加資格告示5による資格決定通知書に記載された一般土木工事における総合点数が1,060点以上であること。

ウ 土木工事業について、建設業法第3条第6項に規定する一般建設業の許可又は特定建設業の許可を受けていること。

エ 現地において架設を実施する期間中、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。

(ア) 主任技術者にあつては、建設業法第27条第1項の規定により実施される1級又は2級の土木施工管理の検定に合格した者であること。

(イ) 監理技術者にあつては、建設業法第27条第1項の規定により実施される1級の土木施工管理の検定に合格した者であり、かつ、土木工事業について建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。

(5) その他

入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるとして発注者が求めた場合には、現地において架設を実施する期間中、(3)のオ及び(4)のエに掲げる主任技術者又は監理技術者に加え、次に掲げる主任技術者又は監理技術者のいずれかを専任で配置しなければならない。

ア 共同企業体の代表者にあつては、(4)のエの(イ)に掲げる基準を満たす監理技術者

イ 共同企業体の代表者以外の者にあつては、(3)のオの(イ)に掲げる基準を満たす主任技術者又は(4)のエの(イ)に掲げる基準を満たす監理技術者

3 技術資料等の作成及び提出

(1) 技術資料作成要領の交付

技術資料作成要領は、平成15年3月7日(金)から同月17日(月)までの間にインターネットのホームページ(<http://www.pref.tottori.jp/koukyoukouji.htm/nyuusatujouhou/doboku/mokuji.htm>)から入手するものとする。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

平成15年3月7日(金)から同月17日(月)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220	鳥取県県土整備部管理課建設業係(鳥取県庁本庁舎5階)
鳥取市立川町六丁目176	鳥取県鳥取地方県土整備局総務課(東部総合事務所内)
八頭郡家町大字郡家100	鳥取県八頭地方県土整備局総務課(八頭総合事務所内)
倉吉市東巖城町2	鳥取県倉吉地方県土整備局総務課(中部総合事務所内)
米子市鞆町一丁目160	鳥取県米子地方県土整備局総務課(西部総合事務所内)
日野郡日野町根雨730	鳥取県日野総合事務所県土整備局建設総務課

(2) 技術資料等の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき作成した技術資料等を次により提出するものとする。

ア 提出期間及び時間

(1)のオに同じ。

イ 提出場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県県土整備部管理課建設業係

ウ 提出方法

持参すること。

(3) 技術資料等の審査

提出された技術資料等を基に、指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

4 その他

- (1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県県土整備部管理課建設業係（電話番号0857 - 26 - 7347）とする。
- (2) 技術資料等の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料等の提出があっても指名されるとは限らない。
- (3) 技術資料等その他提出された書類は、返却しない。
- (4) 工事内容に関する説明会は、行わない。
- (5) 提出された技術資料等は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。
- (6) 本件工事の落札者は、1の(6)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。
ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とすることがある。
- (7) 入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、鳥取県建設工事執行規則（昭和48年鳥取県規則第66号）第8条の規定による契約保証金を請負代金の額の10分の3以上の額とするとともに、同規則第60条第1項の規定による前金払の額を請負代金の額の10分の2以下の額とすることがある。

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成15年3月7日

鳥取県営病院事業管理者 林

喜久治

- 1 調達物品の名称及び数量 遠隔式X線透視撮影装置 一式
デジタルラジオグラフィ装置 一式
- 2 契約方式 一般競争入札
- 3 落札日 平成14年12月26日
- 4 落札者の名称及び所在地 株式会社自治体病院共済会
東京都千代田区紀尾井町3 - 27
- 5 落札金額 31,395,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 入札公告日 平成14年11月15日
- 7 落札方式 最低価格落札方式
- 8 契約事務担当部局の名称 鳥取県立厚生病院事務局経営課
及び所在地 倉吉市東昭和町150

鳥取県公報の定期購読の申込みについて

平成15年度（平成15年4月から平成16年3月まで）において鳥取県公報の購読（年間を通じての定期購読を原則とします。）を希望される方は、下記の鳥取県公報購読申込書により平成15年3月26日までに鳥取市東町一丁目220 鳥取県総務部総務課へ申込みをしてください。

なお、購読料金（1部月額 2,200円。年額 26,400円）については、後日送付する納入通知書により納入してください。

照会先 鳥取県総務部総務課 電話0857 - 26 - 7023・7024

鳥 取 県 公 報 購 読 申 込 書

鳥取県知事 片山善博 様

次のとおり鳥取県公報を購読したいので申し込みます。

年 月 日

郵便番号

住 所

申 込 者

氏 名

印

（法人にあっては、名称及び
代表者の氏名）

電話番号

記

購 読 期 間	年 月 から 年 月 まで
購 読 部 数	部
送 付 先	

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。